

第36回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成21年6月3日（月）午後5時00分～午後6時57分

2 場 所 大阪産業創造館6階 会議室A・B

3 出席者

(1) 委員 池田委員、稲岡委員、内田委員、加藤委員、河井委員、塚本委員、
難波委員、馬場委員

(2) 事務局 経済局：山田商業立地担当課長 旭区：和氣総合企画担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「（仮称）ライフ下寺店」〔新設〕

(2) 「（仮称）イオン太子橋ショッピングセンター」〔新設〕

(3) 「SORA新大阪21」〔開閉店時刻の変更〕

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「（仮称）ライフ下寺店」

- ・ 駐車場の運用方法において、商業施設の利用者に対しサービス券を発行し一般利用者の料金をあえて高くする等、単なる時間貸しの駐車場としてではなく柔軟な運用を行うことにより、商業施設の利用者に対する駐車台数を確保することが必要であるため、届出書の「指針に基づき配慮すべき事項」へ記載するよう設置者に対し指導して欲しい。
- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は

有しない。

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、特に深夜営業については、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止等についても地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努められたい。

② 「(仮称) イオン太子橋ショッピングセンター」

- ・ 住民意見で、車が渋滞することによる問題点を懸念されているが、これに対する設置者の回答はないのか。
- ・ 交通整理員によって、なるべく場外で滞留することがないようにすることだが、これについて担保はあるのか。
- ・ あまりUターンを含んだ交通処理は望ましくないので、No. 4 出口もやむをえないと思っていたが、現地を見て、それから現況交通流動を見て、そこでわざわざUターン用の通路までつくってあるのを見ると、感覚的にはNo. 4 出口をやめて、北方向へ帰る交通のUターンを認める。No. 3 出口を左折で出させて、このUターン通路を通過して帰る。それが一番多いのではないか。このルートでも交通量と交通安全から見てそんなに大きな影響はないと思う。
- ・ No. 4 出口の右手にバス停がある。それから割合閑静な住宅地ではあるので、夜の2時まで営業していて、深夜になっても車が入り出すことへの懸念とか、それは非常によくわかる。
- ・ 出てきた車が住宅街や南の方、想定している信号交差点ではないところに行くという事態は絶対避けなければいけない。複数の整理員を置く。整理員がいなければここは開けないということが担保できればNo. 4 出口があってもやむなしと思っている。それが保証できないということであれば話しは別。
- ・ 南東方向について、住宅街の狭小な街路で交差点を5つ6つ経由する。これは事故の危険性が非常に高い。ここも何らかの安全対策等が必要になるかもしれない。
- ・ 守口市側の住宅地に負荷がかかるのではないかと。No. 4 出口は生活道路の幅員しかないし、車歩道も分離していないし、コミュニティーバスの停留所もあるので、ここも負荷がかかるのではないかと現場で感じた。
- ・ 経営的な観点から、交通整理員を営業時間中に幅広い範囲で常駐しておく

ことは、結構大変なコストがかかると思う。今までそうした条件を付けてやったところでも、時間帯によってはだれもない店舗もある。となると、絶対的条件としてそれを前提にした時に、この規模でコストが合うのか。

- ・ きっちりとできるのであれば、交通整理員を置かない場合は出口を開けない。開けているところを見たら何か罰則を与えるぐらいできれば、No.4を残すのも1つの選択肢だと思っている。
- ・ No.4出口をピーク時等の必要な時間帯のみ開け、開けている時間帯は交通整理員を置けばよいのではないか。
- ・ 住宅街に入らないように最善のルートをつくるのが基本。Uターン道路を安全にUターンできる道をつけて、広い道路を使うのが本来ではないか。
- ・ 阪神高速の下側は、歩車分離がなされていて、整備された道路であるので、そこへなるべく車を誘導していく、そこでコントロールするのが本筋である。
- ・ No.4出口については、中途半端な案で、出すものは全部、阪神高速の下側に出すべきだと思う。そういう意味ではNo.4出口は要らないのではないか。
- ・ 阪神高速の下でのUターンを防止するために誘導路をNo.4に設けるのは、交通工学的に考えた場合、妥当でない。
- ・ No.4出口から住宅街の方へ、あるいは右折してあらぬ方向へ絶対走らないようなことができるだけの人数の交通整理員を置かない限りは、出口を開けない。
- ・ 基本的にはこの案は認めるが、No.4出口の周辺においては非常に種々の問題が懸念されるので、これらを解決するために、設置者側も言っている交通整理員を確実に措置すること。ここの出口を開放している時は、必ず警備員を置いておく。
- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 住民意見書が提出されていることを踏まえ、地域住民をはじめ関係機関と協議・調整し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、可能な限り交通安全や円滑な交通処理に努められたい。

- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。
- ・ No.4の出口については、周辺環境を損なうおそれもある。特にしみ出し等の問題も懸念されるので、退店については十分な交通整理員を措置することによって、懸念される問題が発生しない十分な措置をとられたい。もしそういうことが十分に措置されないのであれば、4号出口の利用について再検討、オープンしないなどの措置も必要になる。
- ・ 懸念される事態が発生する可能性も非常に高く、審議会としても高い関心を持っているため、今後の経過を見続けていく。報告を求めることもあるので、設置者としては十分な対応、適切な措置をとられたい。

③ 「SORA新大阪21」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

資料3 （仮称）イオン太子橋ショッピングセンターの新設の届出に対する住民等意見書の概要

資料4 （仮称）イオン太子橋ショッピングセンターの新設の届出に対する住民等意見書への設置者回答書

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

（電話）06-6208-8967